

令和 2 年 1 0 月 1 日

柏市開発行為等審査基準令和 2 年 4 月 1 日改定版から
令和 2 年 1 0 月 1 日改定版への変更点

以下の下線部分が追記されました。

IV 宅地造成等規制法に関する工事の許可基準

2 ページ⑤（政令第 1 条第 1 項）

切土又は盛土とは、政令第 3 条における切土又は盛土を除き、高さに限らず「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う全ての切土又は盛土」をいう。

3 ページ⑦（政令第 3 条）

許可を要する土地の形質の変更は次のものをいう。

エ 上記のア，イ，ウに該当しないが，切土又は盛土をする土地の面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの（政令第 3 条第 4 号）。ただし，「宅地」において行う，現況高から計画高までの高さが概ね 5 0 センチメートル以内の切土又は盛土については，「整地」として「切土又は盛土をする土地の面積」から除外することができる。